第千九百七十七号

平成二十一年

月

曜

日

八月三十一日

目 次

示

道路の区域変更..... 指定代理納付者の指定......

都市計画事業の認可.....

四八九 四八九

告 示

山梨県告示第二百五十八号

次のとおり指定代理納付者を指定する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、

平成二十一年八月三十一日

山梨県知事

横 内 正

明

指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー 株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

= 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入 (インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

 \equiv 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

V I S A

Master Card

指定代理納付者に代理納付させる期間

兀

平成二十一年九月一日から平成二十二年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十九号

Щ

梨

県

公

報

第千九百七十七号

平成二十一年八月三十一日

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

> 設事務所 (吉田支所を除く。) において、 路の区域を変更する。その関係図面は、 まで一般の縦覧に供する。 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 この告示の日から平成二十一年九月二十四日

平成二十一年八月三十一日

山梨県知事

横

内

正

明

道路の種類 線名 県道 桑西下真木線

Ξ 道路の区域

路

三 三 五	三三・〇五	新	
三. 五	- 二・五	旧	大月市大月町真木六六〇一番の二地先まで大月市大月町真木六六〇八番の一地先から
(メートル) 長	(メートル) 敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第二百六十号

規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

平成二十一年八月三十一日

山梨県知事 横 内 正

明

県道	種道類路の
甲府山梨線	路線
梨 線	名
甲府市武田二丁目五一番一地先まで甲府市北口二丁目一七〇番二地先から	区

山梨県告示第二百六十一号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定により、都市計画事

平成二十一年八月三十一日